

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2689号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

青ヶ島村  
(東京都)



も く じ

- 随 情 活 活 フ 政 活
- 想 報 報 動 動 ォ 策 動
- ー ー ー ー ー ー ー
- ラ ム ム ム ム ム ム ム

- 臨時総会を開催…会長に山本氏を再選II全国町村会…
- 国民電子私書箱に住基ネット活用I2015年までの新I国家戦略決定I…
- 西粟倉 100年の森づくりII岡山県西粟倉村…
- 平成二十年度公有物件災害共済事業の概要報告…
- 平成二十年度町村職員生協火災・自動車共済事業の概要報告…
- 町村Navi…
- 新任都道府県町村会長の略歴…
- 都市と農村…
- 岡山県勝央町長 西田 孝…
- (19) (17) (16) (14) (12) (8) (5) (2)

### 閑話 休題

## 皆既日食 古事記 そして神楽

千葉市女性センター名誉館長  
NHK番組キャスター  
加賀美 幸子

今世紀最大、46年ぶり…皆既日食は今  
まで、どれほど日本で見られたことであ  
ろう。私たちが知る最初の記述は「古事  
記」の中に見事にとどめられている。天  
照大神が天岩屋戸に隠れ、地上は真っ暗。  
しかしアメノウズメノミコトのおかしく  
もエネルギーが踊りと他の神々の知  
恵で再び岩戸が開き光がさすという神話  
はまさに日食を指しているといわれる。

国造りのころをはじめ、多くを知る神  
田阿礼が語ったことを、太安万呂が記し  
た日本最古の歴史書「古事記」。古事記  
の中の「天岩屋戸の場面」は、当時各地  
で多くの人たちが皆既日食の不思議につ  
いて同じ様に感じていたことなのである  
う。

稗田阿礼が語ることで、それは宮中閑  
連だけでなく、全国各地に瞬く間に広が  
り、町や村で、欠かすことのできない晴  
れの日の神楽舞となつて、代々受け継が  
れ定着し、今日まで続いてきたのである。  
「古事記」の中の神々は、何と人聞くさ  
く親しみが持てることか。その神に、豊

作と安全を祈る神楽舞…「古事記」から  
は約1300年。人々はそれぞれの風土  
と文化の中で土地特有の神楽を生みだし  
伝え続けた。

先日の皆既日食に合わせて、福岡で、  
「古事記の世界に神楽舞う」という会が  
催され、私は天照大神が岩戸に隠れ、再  
び光りがさす場面の朗読で参加した。古  
事記の朗読と神楽舞…その相乗作用で1  
300年が立ち上がってくる。福岡県に  
は神楽舞を行っている所が現在約50もあ  
るといふ。当然全国各地にも様々な神楽  
が数多く存在し、伝える努力がなされて  
いるはずである。「古事記」は私たちが  
素朴でエネルギーに満ちたかつての日本  
に誘ってくれる。神楽は、貧しくも心豊  
かに力強く日々を重ねてきた祖先たちの  
道のりを思い起こさせてくれる。130  
0年を繋いでくれる宝の舞。古い郷土文  
化として遠くから見るだけでなく、土地  
に深く係わる祈りと心と形を、直接味わ  
う機会をもっともっと大事に持ちたいも  
のである。

### ● 写真キャプション ●

東京から南へ365kmの海上に、ぽっかりと浮かぶ伊豆諸島青ヶ島。海中カルデラが隆起した火山島で、過去にもたびたび噴火を記録。なかでも天明の大噴火(1785年)では、多数の犠牲者を出した。現在の青ヶ島村の人口は全町村中もっとも少ない200人弱。八丈島との間を結ぶ定期船の船上、大海原にそそり立つ断崖の厳しさに、島の人々の暮らしを思う。

全国町村会

臨時総会を開催

# 会長に山本氏（福岡県添田町長）を再選

## 副会長に川田（茨城）・汐見（京都）・古木（山口）の各氏



全国町村会は、7月30日、午前10時から全国町村会館で開催した臨時総会において、任期満了に伴う役員の変更を行い、会長に山本文男氏（福岡県添田町長）を再選、副会長には川田弘二氏（茨城県阿見町長）、汐見明男氏（京都府井手町長）および古木哲夫氏（山口県和木町長）の3氏を新たに選任した。

正副会長については、全国町村会正副会長選挙要領に基づき、選考委員会から推挙された者を総会において満場一致で選任されたものであり、任期は平成21年7月31日から2年間。再選された山本文男氏の就任挨拶（次頁掲載）に続いて、新任副会長を代表して川田弘二氏が挨拶を行い、その後、理事会に切り替えて監事を互選、さらに常任理事、政務調査委員の地区別互選の結果が報告された。この後、再び総会に戻り、退任する副会長を代表して寺島光一郎氏（北海道乙部町長）から退任挨拶が述べられた。

また山本会長から、衆議院議員選挙に向けた各政党からの政権公約には、道州制、福祉、医療、税制など町村行政に重大な影響を及ぼす内容も含まれていることから、これら政策課題を精査のうえ、本会としての主張をとりまとめ、強力な要請活動をしていくべきである旨の提案があり、満場一致で決定された。

臨時総会閉会后、東京大学名誉教授・大森 彌氏（おもり わたる）から「第29次地方制度調査会答申をよむ」と題する講演が行われ、その後、政務調査会の行政・財政・経済農林の各部会を開き、正副部会長をそれぞれ選出して全日程を終了した。

活 動



△新任副会長＝右から川田、汐見、古木の各氏



△就任挨拶を述べる山本会長

【山本文男会長略歴】

▽福岡県田川郡添田町長▽昭和46年添田町長に当選（通算当選回数10回）▽平成4年福岡県町村会長就任▽平成9年全国町村会副会長就任▽平成11年全国町村会副会長就任▽平成13年、15年、17年、19年、21年全国町村会副会長再任

【川田弘二副会長略歴】

▽茨城県稲敷郡阿見町長▽平成6年阿見町長に当選（通算当選回数4回）▽平成17年茨城県町村会副会長就任▽平成21年全国町村会副会長就任

【汐見明男副会長略歴】

▽京都府綴喜郡井手町長▽平成7年井手町長に当選（通算当選回数4回）▽平成18年京都府町村会副会長就任▽平成21年全国町村会副会長就任

【古木哲夫副会長略歴】

▽山口県玖珂郡和木町長▽平成13年和木町長に当選（通算当選回数2回）▽平成19年山口県町村会副会長就任▽平成21年全国町村会副会長就任

山本全国町村会副会長就任挨拶（要旨）

私は皆様のご推挙によりまして、全国町村会副会長を5期務めさせて頂いたいただきました。この間、皆様方からはいろいろなご支援あるいはご指導をいただきました。これまでの10年間、皆様の期待に応えたかどうか、私自身は分かりませんが、全国町村会副会長として精一杯任務を果たしてきたと思っております。

しかし、汗を流して努力したにもかかわらず、私どもを取り巻く行政環境は日々厳しくなっております。特に、地方分権、税財源の問題、あるいは高齢者医療保険の問題、道州制の問題など、私どもの全く予想していなかった課題ばかりが大きくなり、クローズアップされております。

これらの課題を担っている町村長が、日夜、行政を進めていることは間違いないと思います。そして町村長の努力は十分なものでありますが、いま申し上げたように私たちを取り巻く環境が厳しいため、この努力が十分ではないと捉えられる向きがあるかもしれません。

しかし、私たちはそれに負けてはなりません。真の意味での住民福祉を増進し、住民が満足できるように、それらを与えることができるのは、私たち町村長なのではないでしょうか。

言葉は少し大げさかもしれませんが、町村長の皆様こそが日本の国を支えていると思っております。皆様はいわば熟練した行政の技術者であろうと思っております。

そういう人たちが汗を流して、これからの日本のことを考え、そしてまた住民の幸せをどのように実現していくかを真剣に考えていくことが、大事なのだと思います。私はその先頭に立ち、これから2年間頑張っていきたいと思っております。

皆様方の満場のご推挙をいただきましたことにお礼を申し上げますとともに、格別なご支援とご理解を賜りますことを心からお願い申し上げます。会長就任の挨拶といたします。

活 動

全国町村会役員氏名

(平成21年7月31日現在)

(政務調査委員のうち)◎印は部会長  
○印は副部会長、(兼)は兼務を示す。

【会 長】

福岡県町村会長 (添田町長)

高知県町村会長 (越知町長)

吉岡 珍正

神奈川県町村会長 (大井町長)

間宮 恒行

【副会長】

茨城県町村会長 (阿見町長)

熊本県町村会長 (嘉島町長)

荒木 泰臣

山梨県町村会長 (南都町長)

望月 秀次郎

京都府町村会長 (井手町長)

北海道町村会長 (乙部町長)

寺島 光一郎 (兼)

滋賀県町村会長 (高月町長)

北村 又郎

山口県町村会長 (和木町長)

宮城県町村会長 (美里町長)

佐々木 功悦

島根県町村会長 (津和野町長)

中島 新蔵

【監 事】

福島県町村会長 (大玉村長)

群馬県町村会長 (みなかみ町長)

鈴木 和雄

長崎県町村会長 (波佐見町長)

一瀬 政太

石川県町長会長 (津幡町長)

東京都町村会長 (檜原村長)

坂本 義次

宮崎県町村会長 (椎葉村長)

椎葉 晃充

静岡県町村会長 (森町長)

◎長野県町村会長 (川上村長)

藤原 忠彦

【政務調査委員 (経済農林部会)】

寺島 光一郎 (兼)

徳島県町村会長 (海陽町長)

三重県町村会長 (多気町長)

長谷川 順一 (兼)

北海道町村会長 (乙部町長)

逢坂 雄一

【常任理事】

北海道町村会長 (乙部町長)

和歌山県町村会長 (有田川町長)

中山 正隆

青森県町村会長 (平内町長)

寺島 光一郎 (兼)

山形県町村会長 (小国町長)

広島県町村会長 (坂町長)

吉田 隆行 (兼)

福井県町村会長 (池田町長)

杉本 博文

埼玉県町村会長 (毛呂山町長)

香川県町村会長 (多度津町長)

小国 宏 (兼)

岐阜県町村会長 (八百津町長)

赤塚 新吾

千葉県町村会長 (大多喜町長)

佐賀県町村会長 (江北町長)

田中 源一

○兵庫県町村会長 (神河町長)

足立 理秋

新潟県町村会長 (聖籠町長)

大分県町村会長 (九重町長)

坂本 和昭

鳥取県町村会長 (三朝町長)

吉田 秀光

愛知県町村会長 (扶桑町長)

【政務調査委員 (財政部会)】

◎愛媛県町村会長 (松前町長)

鹿兒島県町村会長 (知名町長)

白石 勝也

大阪府町村会長 (能勢町長)

北海道町村会長 (乙部町長)

寺島 光一郎 (兼)

鹿兒島県町村会長 (知名町長)

平安 正盛

岡山県町村会長 (吉備中央町長)

○岩手県町村会長 (二戸町長)

稲葉 暉

鹿兒島県町村会長 (知名町長)

平安 正盛

## 政 策

## 政策解説

## 国民電子私書箱に住基ネット活用

## —2015年までの新 I T 国家戦略決定—

政府の I T 戦略本部（本部長・麻生太郎首相）は7月、2015年までの新たな I T 国家戦略「i-Japan 戦略2015」を決めた。希望する国民がインターネット上で自身の年金記録などの行政情報を入手・管理できる「国民電子私書箱」について、13年度までの整備を目指すとの明記。その際は、住民基本台帳ネットワークなど既存の仕組みの有効活用に配慮するとした。このため、国と地方自治体が対等の立場で協議する場を通じて自治体の意向を反映することも盛り込んだ。

## 電子私書箱でコスト3割減

政府は01年に I T 戦略本部を設置し、「e-Japan 戦略」「e-Japan 戦略Ⅱ」などを策定して電子政府・電子自治体政策等を進めてきた。しかし新戦略では、これらによって情報通信基盤の整備は進んだものの、「多くの国民がその成果を実感するまでには至っていない」と指摘。これは従来の戦略が技術優先指向だったためとし、今回は「国民（利用者）の視点に立った人間中心のデジタル技術が、普遍的に国民（利用者）によって受け容れられるデジタル社会を実現する戦略でなければならぬ」とした。

その上で「三大重点分野」の一つに、「電子政府・電子自治体」を位置付け、将来ビジョン・目標として、15年までにデジタル技術による「新たな行政改革」を進めて「行政の見える化」を実現することや、「国民電子私書箱」を広く国民・企業等の間に普及・定着させることなどを掲げた。さらに、①3クリック程度の少ない画面操作で国と地方の行政情報やサービスメニューにたどりつけるようにする②国・地方ともに国民等の目線からシステムやサービスを徹底的に見直し、国民電子私書箱の普及・定着により、その事務のコストの3割以上の大幅削減が可能になる一なども打ち出した。

## 個人の情報統制権に配慮

国民電子私書箱については、希望する国民等に提供する「電子空間上で安心して年金記録等の情報を入手し、管理できる専用の口座」で、「社会保障分野のみならず幅広い分野でワンストップの行政サービスを提供するもの」と説明。13年度までの整備を目指すし、既存のシステム利用を視野に、社会保障番号・カードと一体的に検討。内閣官房に関係府省から成る連絡会議を設置して09年度中に課題等を整理し、「基本構想」をまとめるとした。

社会保障番号・カードは、07年7月の政府・与党合意に基づき、実証実験等を踏まえて早期の導入を目指すとし、国民電子私書箱はこれと重複が生じないように一体的に検討するとした。その際には、本人によるコントロール（自らの行政情報の共有化状況・所在を個人レベルで確認できることや、共有する機関の選択等）を保障する方策や、住基ネットなどの既存のインフラの有効活用などに配慮することを明記した。

また、過去の「電子政府構築計画」（03年7月）などのフォローアップとして、個々の取組みの具体的工程

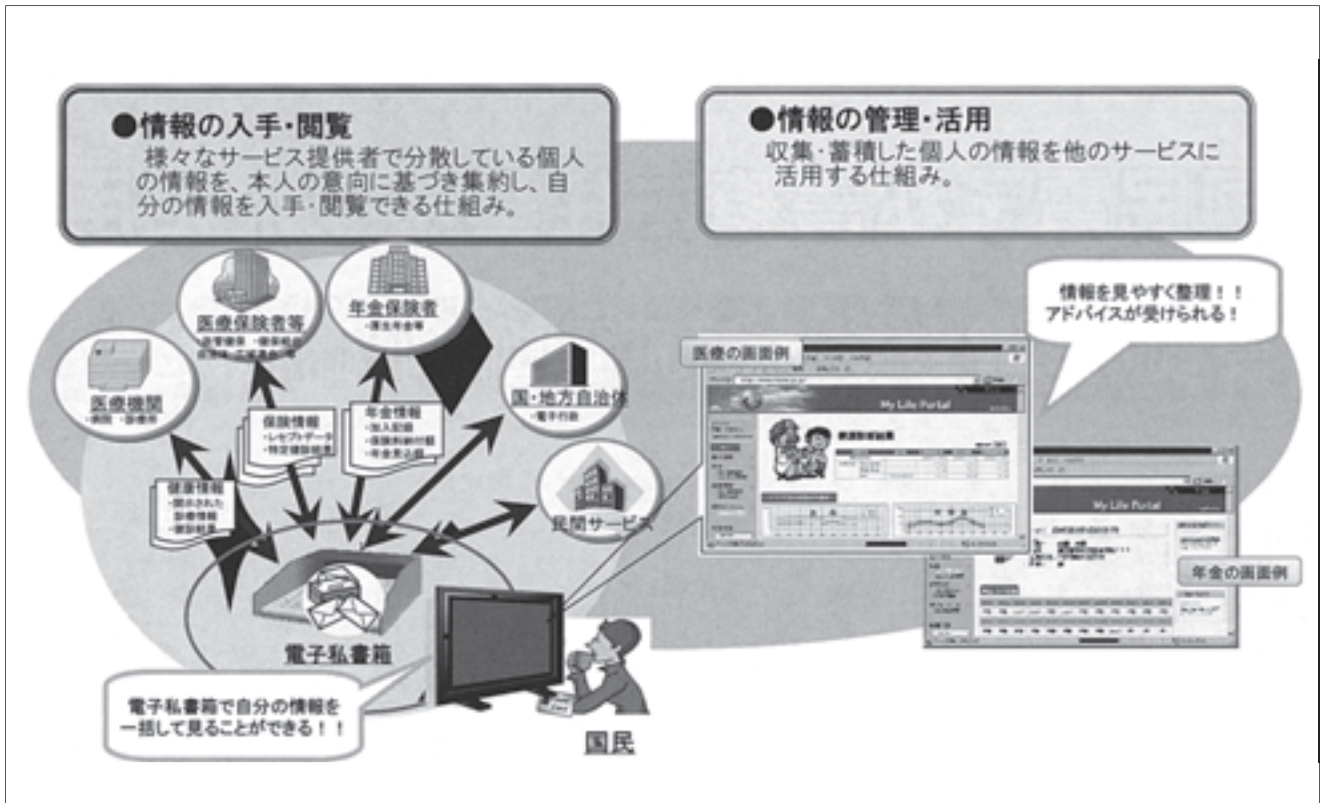


図1 電子私書箱（仮称）構想の目標

等を明らかにした計画を09年秋を目途にまとめ、電子自治体等の構築を加速するとした。このため、①国と地方の既存のネットワークを十分活かすよう、制度、システム等の問題点を点検し、改善する②総合行政ネットワーク（L G W A N ）と接続された都道府県のデータセンター等を利用し、住民情報など各種業務システムを市町村が共同利用できる環境を整備する「自治体クラウド」の構築等によりシステムの共同利用や統合・集約化を進める一などに取り組みとした。

このほか、①電子政府・電子自治体を強力に推進していく上で必要となる基本的法制度を早期に整備②政府C I O を任命し、地方自治体のC I O 等との十分な意思疎通を行う一なども盛り込んだ。

カナダでは「e-post」

政府は07年の「e-Japan重点計画2007」で、「国民視点の社会保障サービスの実現に向けての電子私書箱（仮称）の創設」を盛り込んだ。その後、07年度に「電子私書箱（仮称）

による社会保障サービス等のIT化に関する検討会」を設置し、同私書箱構想のコンセプトを、08年度には「電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」で、より詳細な検討結果や諸外国の類似事例を盛り込んだ報告書をそれぞれまとめた。

同報告書では、社会保障サービス等の現状について、様々な機関が存在することなどにより各個人の情報を容易に受け取ることができず、受け取れた

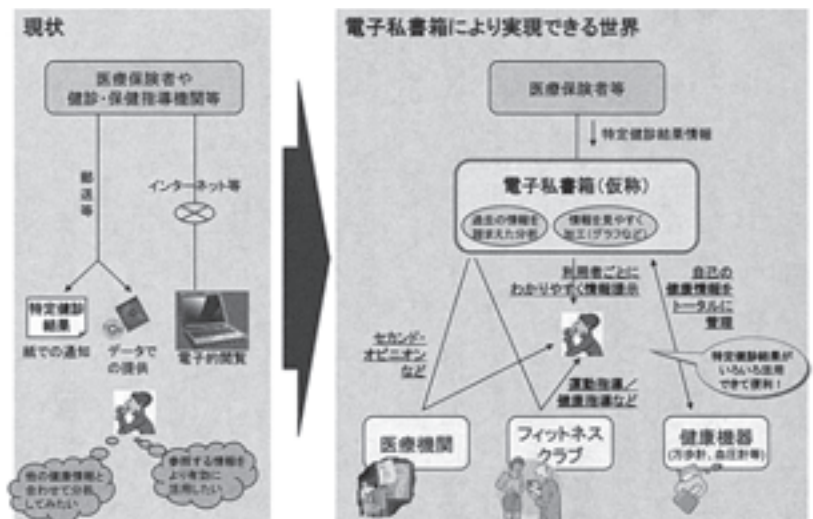


図2 電子私書箱（仮称）により実現できる世界（特定健診結果の例）

政 策

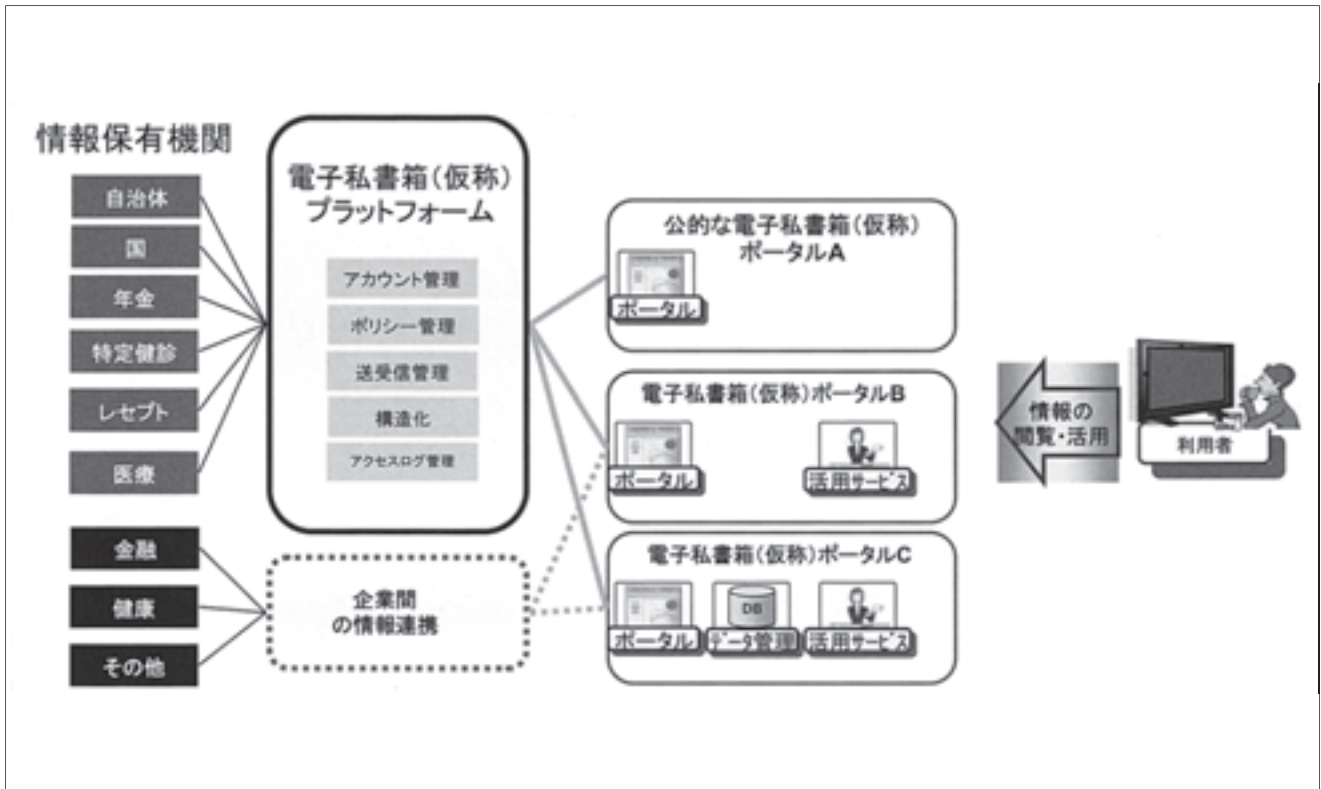


図3 電子私書箱（仮称）構想全体図

としても主に紙媒体だと指摘。このため、本人の意思に基づき、1カ所で本人確認をした上で情報を取得できる電子私書箱が必要とした。

さらに、同私書箱の初期整備経費を200〜400億円と見込む一方、導入により、社会保障分野や公共サービスでの郵送による通知が電子化され、両分野で年間4600億円のコスト削減が期待されると試算した。

また、同私書箱構想に関連する6カ国の事例も紹介。それによると、カナダでは、「カナダポスト」（公社）が「e-post」という電子私書箱に類似したサービスを提供しており、「e-post」を通じて書面を電子的に送付している自治体や民間企業は200機関に上る。自治体は固定資産税や上下水道料金の納付通知書を送付。納付書等データは決済画面に引き継がれ、オンラインバンキングやクレジットカードにより決済できる。

一方、スウェーデンの「社会保険ポータル」では、統一された個人番号と銀行等から取得する「e-id」により、電子行政サービスやオンラインバンキング

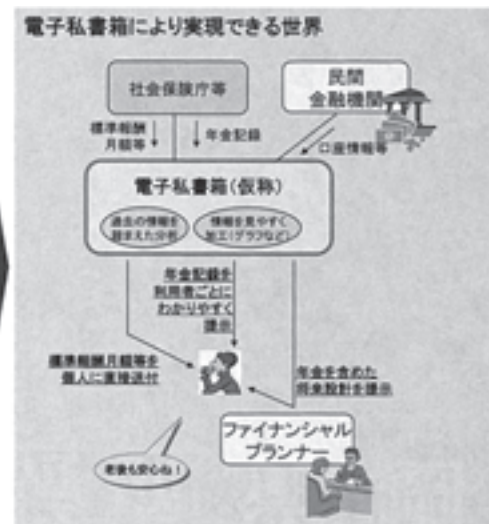


図4 電子私書箱（仮称）により実現できる世界（年金記録の例）

サービスなどが利用可能。銀行などの民間機関と認証やサービス面で連携している。

報告書はこれらから得た示唆として、国民に利便性の高いユニバーサルサービスを実現するには、公的機関に加え民間の活用に向けた環境整備が必要と指摘。民間機関等が管理する公的サービスに関する情報も取り扱う点で、各国の現状や今後の方向をさらにフォローすべきだと指摘している。

(自治日報記者 内川正浩)



# にしあわくら 西栗倉

# 100年の森づくり



## 「家が困れば 裏山が助けてくれる」を夢に

西栗倉村は、岡山県の北東部に位置し、北に鳥取県、東に兵庫県に隣接する、面積58平方キロの小さな山間地です。その内、人工林率が85%を占めて、戦後一貫して「木の村」として村民の文化と暮らしを支えてきました。

そして国を挙げて拡大造林の昭和40年代には、約10000ヘクタールにも及ぶ採草地の払い下げを行い、村民の全世帯が1〜2ヘクタールの零細な林家となり、競争原理のなかで人工林を

育てる環境ができあがりました。それ以降約半世紀大きな時代変遷を経ながら大半の村民が造林事業に参加して今日にいたっています。頑張った大正世代から昭和一桁世代、さらに団塊の世代へ移行して、山林の厳しい状況が原因で山に入る世代はほとんど無くなったことが現実です。

私自身も村長として3期目(10年目)に入ったばかりですが、昭和50年から平成10年までの30年間、乳牛40頭、山林12ヘクタール、稲作3ヘクタールの専業農家として頑張ってきました。この35年間の地域社会の変遷と厳しい環境は、簡単には説明できません。作業道、林道のほとんど無い山林へ苗木を1時間以上かけて背負いあげて植林をした記憶、夏休みでの下草刈り、枝打ちや間伐の繰り返しなど非常に苦しい手作業の記憶が今でも鮮明に思い出されます。今口まで育てた森への思いは、決して市場化されたものでなく、祖父の繰り返し言い続けた「家が困れば裏山が助けてくれる」を夢に頑張り続けた事が事実です。



△林光が射し込む美しい杉林。100年の森に村の将来を見る。



フォーラム

100年先の  
グランドデザインを

当然、地域社会は農林業を中心とした自然との共生の上になりたつてきました。地域の元気も活性化も夢もすべて農林業を中心とした地域振興で成立します。村有林も、村の全面積58平方キロの20%以上の1200ヘクタールに及び、村の振興対策や将来の方向付けに大きく影響してきました。しかし、昭和39年に林産物の貿易が農林水産物の中でいち早く完全自由化されて以来、市場原理一辺倒の政策で今日に至り、「木」を取り巻く経済環境や、自



▷広大な森林は村民の文化と暮らしを支えてきた。

然空間は崩壊してしまいました。しかも、右肩上がりの成長期に建設したすべての公共施設が地域性を無視した鉄筋コンクリートで建設されて、「木」の村としての位置づけや地域内経済循環を放棄し続けたことが現実です。さらにその影響でしようか、荒廃田が至るところに目につき、間伐の遅れた人工林、どんどん広がる竹林、ツタが茂る裏山、イノシシ・鹿が自由に往来する里山田、屋根棟が落ちる農家など、共生としてのよりどころだった自然・経済循環が一気に崩れ、集落の崩壊が起きています。

さらに小泉総理の在職中に聖域無き構造改革を受けた地方分権が推進されて、道州制の議論、市町村合併、農協・森林組合の再編、郵政の民営化、規模の原理での高校の再編等の市場化と規模が優先された改革が強く断行されましたが、与えられたいろいろな提案で地域の諸問題の解決に有意義だったということは一切なかったと感じています。現実的に限界集落・格差社会ともいわれ、リーマンブラザーズの破綻以来、100年に1回の世界恐慌と言われている時代で、さらに将来については想像することすらできない状況で、過去の色々な地域振興対策がむなしく感じられます。

政権を懸けた政局に移行して、格差社会や限界集落あるいは地域の元気対策がメディアで繰り返し論じられてい

ますが、ここにいたつての方法論は限られます。勇気を持って100年先のグランドデザインを語り、議論して国と地方の役割を明確にして、社会保障全般をどうするか、食糧、資源の自給をどうするか、国家としての将来像・社会像を明確にすることです。

小さな村の挑戦  
21世紀森づくり条例

食の安全と自給は地域の自覚と誇りにつながり、どのような補助金より有意義と確信します。地域の経済は、小さなエコノミー、エコロジー、伝統と人の生きざまから生じます。だからこそ、西栗倉村は平成の合併に参加せず、小さな村での挑戦を住民参加で続けていくことを選びました。

村長就任以来、大きな制度改革に追われ続けた10年間だったと感じています。特に財政改革の継続と市町村合併の後遺症を強く抱えながらの執行を続けています。岡山県の78市町村が27市町村に再編されて4年間が経過し、合併市町村の首長選挙で現職が大敗を続けていることや住民の7割以上が合併の効果に疑問を持ち続けていることは、新しい仕組みづくりの追い風と捉えています。

さて人工林率85%、平均樹齢49年、約5000ヘクタールの山林をどうするか村の最重要課題です。平成13年

◁冬の日を受けて山々は白銀に輝く。



に「21世紀森づくり条例」をつくり、山林の中長期の管理の基本的な考えを住民と共有していくことになりました。それは生産林・共有林・自然林への区分と役割です。条例施行以降、市町村合併の推進で具体的に動きがとれずに経過してきましたが、平成17〜18年の総務省の地域再生マネージャー事業を通じて色々な交流を深めながら、平成20年度に「100年の森づくり」というテーマで地域集落への座談会を繰り返し、大まかなガイドラインで住民との共有ができました。

フォーラム

地域の元気は森づくりから

森の現状から述べます。

湯の里、木の村、雪の国として行政と住民が一体で「森づくり」に取り組み、半世紀が経過したが、木材の自由化等の要因で暮らしそのものが変質した。

・100ヘクタール以上の林家と1、2ヘクタールの零細林家が共存  
・自然と共存する考えが極めて弱く、拡大造林以降の山林が崩壊寸前の状況

・零細林家の山林への思いがほとんど皆無、昭和一桁世代がりタイヤして次の世代が山林にいかない。樹齢40年の山林の間伐が待ち遠しい。人工林と「森づくり」という本来長期的な

計画が短期の視点で捉えられていた。

・木材市況はまたまた大崩壊  
たぐさんの問題が山積しています。

いずれにしろ雇用環境、経済状況、グローバル化が市場(利益)一辺倒ではなく、水源の森として「遊び」を持たせた森づくりの感性で、世代を超えた環境対策として取り組む事も必要でしょう。木の村として西栗倉村の重要課題として位置づけています。すでに基幹林道が50キロメートル、中心的な作業道が約50キロメートル、樹齢約50年の杉と桧は、約5メートル前後の枝打ちが終わり、圧倒的に間伐の遅れが目につく状況です。造林事業から林産事業に展開していく上で、住民一人ひとりの山林への思いの復活、作業班の確保と継続性、木材の多様性、資

金等色々な問題が山積しています。まず零細林家の集団化と管理委託を行政主導で進めていまして、50ヘクタールの零細な

山林を10年計画で集団管理、管理委託を進めて切り捨て間伐と集団間伐を、年間300〜500ヘクタールで10〜15年周期で繰り返す。また搬出間伐の優良材については、地域内での加工を通じた高付加価値化を目指していますが、消費者のニーズを捉えた商品開発や売り方の工夫が必要で、都会の消費者からの遠い地域が苦手としてきた分野です。そこで厚生労働省の地域雇用創造実現事業などを通じて、村外の人材確保に挑戦し、彼らインターン者を中心に「西栗倉村・森の学校」という組織を立ち上げました。「西栗倉村・森の学校」では、丸太で売られるだけの素材業から地域内加工による六次産業化を目指し、よそ者・若者・馬鹿者と言われる外部の感性で、住宅用材・産直住宅の販売、木工品の開発販売等の企画を進めています。また農業体験、河川遊び、親子でつくるヒ

ノキ学習機など四季折々の体験イベントにも挑戦しています。森林整備における資金需要の課題ですが、CO<sub>2</sub>吸収源対策等の公的な補助金を利用して加えて、一般の方々から村の「森づくり」に参加いただく出資金の公募も行い成果をあげています。

平成11年の村長就任時の人口が1、800人から、21年には1、650人と減り続けています。高齢化率も33%と



△零細な山林を10年計画で集団管理へ移行。森林組合へ管理委託して間伐を進める。



△河川遊び体験、木製品の開発などに挑戦。地域資源である森を輝かせてプロデュースすることが村の元気につながる。

子供たちの人口減が甚だしく、冷静に地域の将来を見つめると強がりばかりでは対応できません。今ある地域資源を光り輝かせてプロデュースして、発信すること、「森づくり」が主たる産業なら「森づくり」から地域内経済をつくり、「森づくり」から地域の身の丈にあった小さなエコノミー、エコロジィ、暮らしを立て続けることが必要です。

フォーラム

100年の森に村の将来を見る

人間の生活や自然の生い立ちは、もともと効率や規模の原理だけでは成り立ちません。私自身の幼少時代からの農林業に關わる作業についての苦しくて楽しい思い出が、今でも思い出されます。少なくとも、当時は、農林業に対する誇りや家族の絆がそこにあったのではと記憶しています。そして今でも、暇を見つけては山林に入り、大木を見上げて、木の肌に触れて、将来を想像することが生き甲斐の一つです。



▷緑の山々を背にした美しい家並みは村の財産。

時代背景からすると、「100年の森づくり」を通じた地域内経済循環の

持続や、「上質な田舎づくり」の挑戦には住民を巻き込みながら大変大きなエネルギーが必要です。村には100年を超える杉林がたくさんあります。その堂々たる佇まいには言葉にならない感動があります。そうした森は、今日の50年生の森にとって次の目標であり、村の風景の将来像でもあります。また、樹齢250年を優に超えるブナ・ナラ・トチの天然林の雄大さは、人の営みの歳月を忘れさせます。大都市の日々刻々と変化する市場と経済行為を否定するものではありませんが、地域と都市、人と森との棲み分けができて、共存可能な社会の創造が今必要ではないでしょうか。村の将来をしっかりと見据えて、いまできること、今すべきことをしっかりとやることが「小さいが可能な小さな村の挑戦」になります。「100年の森づくり」によって得られる「森のめぐみ」は「人類のいきざま」を映す鏡です。

【執筆者紹介】

道上 正寿(みちうへ・まさとし)  
昭和25年5月5日生れ。昭和49年  
関西大学卒業、卒業と同時に農業  
後継者として専業農家。専業農家  
として25年間、その間農業で多く  
の国へ海外視察。平成7年から村  
議会議員を一期、平成11年から西  
栗倉村長として現在3期目

年次有給休暇の取得促進！

～仕事と生活の調和～

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

-Work・Life・Balance-

◆ 計画表の活用

- 休暇使用計画書の作成・活用
- 休暇使用状況の定期的把握

◆ 連続休暇等の取得促進

- 夏季における1週間以上の連続休暇取得
- 月曜日又は金曜日の休暇取得
- 家族記念日に休暇取得

◆ 取得しやすい環境づくり

- 上司が率先して休暇を取得
- 部下に休暇取得の声かけ

総務省

# 平成二十年 度 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件（建物・自動車）の災害共済事業を行っている。平成二十一年七月二日開催の評議員会の同意を得、同日の理事会において、平成二十年事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約第二二条の『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は、全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う」との定めによるものである。

## 建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二（相互救済事業経営

の委託）の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部（町村会）のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分

担金収入は減収となった。このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実をはかり、共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託団体の継続加入推進に努めているところである。平成二十年の収支状況は、収入額九五億

九、四七〇万九千九百九十九円（前年度比二・三％減）、支出額八億七千五百二十一万九千九百九十九円（同二・八％減）で収支差引額は八億八千九百九十九万九千九百九十九円となった。この剰余金については規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。

平成二十年の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

### 1、受託状況

平成二十年の受託実績は、表（1）のとおりである。受託件数は三六七、六七六件で、前年度比一、五八七件（〇・四％）の増となった。また、共済責任額は前年度比五〇〇億九千九百九十九万九千九百九十九円（〇・二％）減の三二兆一、七〇一億九千九百九十九万九千九百九十九円となった。収入分担金は、六〇億六千九百九十九万九千九百九十九円、六四一万余円で前年度実績六〇億九千九百九十九万九千九百九十九円に比し二、五七八万九千九百九十九円の減となった。

### 2、罹災状況

平成二十年の罹災状況は表（2）のとおりである。建物共済における罹災件数は四、九四五件で、前年度より六六件（一・四％）の増となり、支払共済金は前年度より一億四、三五五万九千九百九十九円（五・一％）増の二九億七、四一四万九千九百九十九円となった。なお、収入分担金六〇億六千九百九十九万九千九百九十九円に対する損害率は四九・〇％である。

### 3、用途別罹災状況

用途別の罹災状況は表（3）のとおりである。罹災件数は学校関係施設が最も多く、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設が最も高くなっている。

### 4、災害見舞金

災害見舞金は、自然災害（地震・噴火・津波による損害）に対して給付するが、平成二十年においては、表（4）のとおりである。

### 5、諸積立金

平成二十年末における基金積立金（財産

表(1) 建物共済受託実績

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減	増減率
件 数	367,676件	366,089件	1,587件	0.4%
共 済 責 任 額	31,170,110,324千円	31,220,140,695千円	△50,030,371千円	△0.2%
収 入 分 担 金	6,066,411,146円	6,092,195,532円	△25,784,386円	△0.4%

(注) △印は減を示す。

表(2) 建物共済罹災状況

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減	増減率
件 数	4,945件	4,879件	66件	1.4%
支 払 共 済 金	2,971,417,404円	2,827,863,984円	143,553,420円	5.1%
損 害 率	49.0%	46.4%	2.6%	—

表(3) 建物共済用途別罹災状況

用 途 別	件 数	支 払 共 済 金	損 害 率
学校関係施設	1,064件 ( 21.5%)	283,192,699円 ( 9.5%)	4.7% ( 19.8%)
役場関係施設	504 ( 10.2%)	346,119,474 ( 11.6%)	5.7 ( 90.7%)
医療関係施設	65 ( 1.3%)	24,842,200 ( 0.8%)	0.4 ( 11.3%)
住宅施設	138 ( 2.8%)	201,746,830 ( 6.8%)	3.3 ( 41.0%)
社会教育・文化施設	543 ( 11.0%)	238,415,139 ( 8.0%)	3.9 ( 25.5%)
福祉関係施設	330 ( 6.7%)	97,052,316 ( 3.3%)	1.6 ( 17.3%)
体育・レクリエーション施設	750 ( 15.2%)	369,576,706 ( 12.5%)	6.1 ( 44.1%)
環境衛生施設	977 ( 19.7%)	870,913,604 ( 29.3%)	14.4 ( 131.5%)
その他の施設	574 ( 11.6%)	539,558,436 ( 18.2%)	8.9 ( 104.0%)
合 計	4,945 ( 100.0%)	2,971,417,404 ( 100.0%)	49.0 —

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、( ) は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

区 分	平成20年度	平成19年度	比較増減
件 数	101件	62件	39件
災害見舞金給付額	26,086,146円	42,965,596円	△16,879,450円
未 払 費 用	119,182,980円	87,701,831円	31,481,149円
合 計	145,269,126円	130,667,427円	14,601,699円

(注) △印は減を示す。

活 動

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度末貸付残金
平成14年度	261	4,326,800,000円	3,628,104,000円	698,696,000円
平成15年度	241	3,394,000,000	2,274,264,000	1,119,736,000
平成16年度	211	3,360,500,000	1,753,022,000	1,607,478,000
平成17年度	133	2,296,700,000	832,408,000	1,464,292,000
平成18年度	117	1,950,800,000	360,768,000	1,590,032,000
平成19年度	98	1,750,800,000	0	1,750,800,000
平成20年度	99	1,879,300,000	0	1,879,300,000
合 計	1,160	18,958,900,000	8,848,566,000	10,110,334,000

(注) 平成20年度の貸付条件は次のとおりである。

1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内。
2. 貸付利率は貸付期日により異なり、12月1日貸付分が1.0%、1月13日貸付分が0.8%、2月2日貸付分が0.8%、3月2日貸付分が0.7%、3月25日貸付分が0.8%である。

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成20年度	台数 113,914台 収入分担金 1,270,080,160円	118,652台 932,969,090円	118,415台 578,480,520円	350,981台 2,781,529,770円
平成19年度	台数 115,921台 収入分担金 1,297,164,780円	120,323台 945,635,430円	120,095台 589,406,300円	356,339台 2,832,206,510円
比較増減(%)	台数 △2,007台 (△1.7%) 収入分担金 △27,084,620円 (△2.1%)	△1,671台 (△1.4%) △12,666,340円 (△1.3%)	△1,680台 (△1.4%) △10,925,780円 (△1.9%)	△5,358台 (△1.5%) △50,676,740円 (△1.8%)

(注) △印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		対 物	対 人	
平成20年度	件数 6,258件 支払共済金 914,581,533円 損害率 (72.0%)	2,221件 338,966,377円 (36.3%)	191件 318,814,642円 (55.1%)	8,670件 1,572,362,552円 (56.5%)
平成19年度	件数 6,046件 支払共済金 815,868,794円 損害率 (62.9%)	2,025件 311,291,974円 (32.9%)	185件 85,373,065円 (14.5%)	8,256件 1,212,533,833円 (42.8%)
比較増減(%)	件数 212件 支払共済金 98,712,739円 損害率 (9.1%)	196件 27,674,403円 (3.4%)	6件 233,441,577円 (40.6%)	414件 359,828,719円 (13.7%)

(注) 損害率 = 支払共済金 / 収入分担金

収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は四五三億九、四二四万余円となり、その内訳は、基金積立金三〇〇億六、三五六万余円、運営準備積立金一五三億三、〇六七万余円である。

**6、消防設備資金融資**

共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表(5)のとおりである。

自動車損害共済事業

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によつて生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二二三条の二

(相互救済事業経営の委託の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたが、市町村合併の影響による委託団体の減少に伴い分担金収入は減収となった。

事業の運営にあたっては、制度内容の充実ははかるとともに、事故によつて生ずる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化をはかり早期かつ適正な解決に努めている。

平成二十年度の収支状況は、収入合計額四二億九、三九三万余円(前年度比六・三%増)、支出額四〇億六、三七八万余円(前年度比二・八%増)で差引き二億三、〇〇五万余円の剰

余となった。この剰余金については、規約に基づき、運営準備積立金に繰入れた。

平成二十年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

**1、受託状況**

平成二十年度の受託実績は、表(6)のとおりであつて、共済基金分担金収入総額は、二七億八、一五三万余円で、前年度実績に比し、五、〇六七万余円(一・八%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一・一三、九一四台で前年度比二、〇七台(一・七%)の減、収入分担金二億七、〇〇八万余円で、前年度比二、七〇八万余円(二・一%)の減となった。また、賠償共済においては対物賠償共済一・一八、六五二

台で前年度比一、六七一台(一・四%)、対人賠償共済一・一八、四一五台で、前年度比一、六八〇台(一・四%)それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済九億三、二九六万余円で前年度比一、二六六万余円(一・三%)、対人賠償共済五億七、八四八万余円で、前年度比一、〇九二万余円(一・九%)の減となった。

**2、損害の状況**

平成二十年度の損害状況は表(7)のとおりであつて、損害件数は車両共済で六、二五八件、前年度比二二二件、対物賠償共済は二、二二一件で、前年度比一九六件、対人賠償共済は一九一件で、前年度比六件増加した。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済が九・一%、対物賠償共済は三・四%、対人賠償共済四〇・六%と増加した。

3、支払備金

既発生事故であつて共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)の上、平成二十年度支払備金として六七一件、四億五、六八三万余円を計上した。

4、諸積立金

平成二十年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は一五六億一、五三〇万余円となり、その内訳は、基金積立金三八億三、三九八万余円、運営準備積立金一七億八、一三二万余円である。

町村週報第2687号、14頁の「新任都道府県町村会長略歴」1段目の「芳賀郡市貝町長の町名のふりがな「いちがいは、いちがひ」の誤りでした。訂正してお詫びいたします。

活 動

平成二十年 度 町村職員生活協同組合 自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成二十年事業概要 および決算については、本年七月二日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モーターゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今

日に至っている。平成二十年の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比二、三六〇人（一・二％）の減となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より二、四一三件（二・三％）の減となり、共済掛金も前年度比二、〇〇八万余円（二・四％）の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より一七八件（〇・六％）の減となり、共済掛金も前年度比一三三万余円（〇・四％）の増となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比二、三九二台（一・一％）の減となり、共済掛金は三億五、〇三九万余円（六・五％）の増となったが、これは本年度より契約種別が

A型、B型の二類型となった事によるものである。一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比六八件（二・三・五％）の増となり、共済金合計においても一億一、二八〇万余円（二・六・〇％）の増となった。また、風水雪害特約共済金の給付については前年度比一四件（二・一・五％）の減となり、共済金合計においても四、七二二万余円（五九・〇％）の減となった。さら

表1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。出資金額は預り出資金（1口100円未満の端数口数の累計額）864,920円を含む。

表2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表3 風水雪害特約共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

Table with 3 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

Table with 11 columns: 区分, 火災共済金 (件数, 金額), 臨時費用共済金 (件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金 (件数, 金額), 失火見舞費用共済金 (件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

表6 風水雪害特約共済金支払状況

Table with 7 columns: 区分, 特約共済金 (件数, 金額), 臨時費用共済金 (件数, 金額), 残存物取片づけ費用共済金 (件数, 金額), 合計, 損害率. Rows for 平成20年度, 平成19年度, 比較増減, 増減率, 平成18年度, 平成17年度.

(注) △印は減を示す。

に、災害見舞金の給付件数については、前年度二二一件に比し五七件、災害見舞金にして一、〇七三万余円の給付があった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比六一件（〇・七％）の増となり、共済金においては五億二、〇四九万余円（二〇・五％）の減となった。本年度における事業剰余金をもって事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が二

活 動

表7 見舞金支払状況

区 分	件 数	見舞金	一件当りの見舞金
平成20年度	57件	10,731,000円	188,263円
平成19年度	221	50,302,000	227,611
比較増減	△ 164	△ 39,571,000	△ 39,348
増 減 率	△ 74.2%	△ 78.7%	△ 17.3%
平成18年度	56	14,664,000	261,857
平成17年度	71	20,606,000	290,225

(注) △印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

区 分	対物賠償共済		対人賠償共済		合 計		損害率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成20年度	7,359件	1,419,582,809円	801件	602,441,943円	8,160件	2,022,024,752円	35.2%
平成19年度	7,314	1,457,292,860	785	1,085,223,395	8,099	2,542,516,255	47.1
比較増減	45	△ 37,710,051	16	△ 482,781,452	61	△ 520,491,503	△ 11.9
増 減 率	0.6%	△ 2.6%	2.0%	△ 44.5%	0.8%	△ 20.5%	-
平成18年度	8,294	1,589,593,286	884	1,110,898,804	9,178	2,700,492,090	49.0
平成17年度	8,842	1,716,478,984	837	1,210,176,376	9,679	2,926,655,360	51.7

(注) △印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成20年度	53件	1,590,000円	7件	630,000円	60件	2,220,000円
平成19年度	67	2,010,000	9	900,000	76	2,910,000
比較増減	△ 14	△ 420,000	△ 2	△ 270,000	△ 16	△ 690,000
増 減 率	△ 20.9%	△ 20.9%	△ 22.2%	△ 30.0%	△ 21.1%	△ 23.7%
平成18年度	173	5,290,000	27	2,710,000	200	8,000,000
平成17年度	75	2,250,000	17	1,690,000	92	3,940,000

(注) △印は減を示す。

表10 平成20年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 支 払 共 済 金	2,601,518,276円	1. 共 済 掛 金	7,468,260,410円
2. 見 舞 金 等	12,951,000	2. 共 済 契 約 準 備 金 戻 入	5,416,639,000
3. 管 理 費 及 び 諸 経 費	2,413,273,437	3. 資 金 運 用 取 益	229,742,482
4. 共 済 契 約 準 備 金 繰 入	6,116,776,000	4. 雑 収 入	20,705,883
小 計	11,144,518,713	合 計	13,135,347,775
経 常 剰 余 金	1,990,829,062		
合 計	13,135,347,775		
1. 税 引 前 当 期 剰 余 金	1,990,829,062		
2. 法 人 税 等	248,460,800		
3. 当 期 剰 余 金 (計)	1,742,368,262		
4. 前 年 度 繰 越 剰 余 金	145,319,179		
5. 地 震 等 災 害 見 舞 金 積 立 金 取 崩 額	10,731,000		
6. 当 期 未 処 分 剰 余 金 (計)	1,898,418,441		

① 臨時費用  
支払件数は前年度に比し傷害で四十四件(二〇・九%)減の五十三件、死亡は二件(二・二%)減の七件となった。また臨時費用の金額は傷害で四二万円(二〇・九%)増の一五九万円、死亡は二七万円(三〇・〇%)減の六三万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し六九万円(二・三・七%)減の二二二万円となった。

② 風水害特約共済  
支払件数は前年度に比し特約共済金で一四件(二・五%)減の五十一件、臨時費用共済金で一四件(二・一・五%)減の五十一件、残存物取片づけ費用共済金で七件(二・二・六%)増の三八件となり、共済金の合計は前年度に比し四・七三三万円(五・九%)減の三、二七七万円となり、損害率は全体で前年度より一五・〇ポイント低い一〇・三%となった。

③ 見舞金  
前年度に比し件数で一六四件減の五七件、見舞金額で三、九五七万円減の一、〇七三万円となった。

④ 共済金  
支払件数は前年度に比し対物賠償で四五件(〇・六%)増の七、三五九件、対人賠償では一六件(二・〇%)増の八〇一件となった。また、共済金においては前年度に比し対物賠償で三、七七一万円(二・六%)減の一四億一、九五八万円、対人賠償においては四億八、二七八万円(四・四・五%)減の六億二四四万円となり、共済金の合計は前年度に比し五億二、〇四九万円(二〇・五%)減の二〇億二、二〇二万円となった。損害率は全体で前年度より一・九ポイント低い三五・二%となった。

なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一一億一、七二〇万円の自動車共済支払備金を計上し、平成二十一年度へ繰越すこととなった。

① 組合加入の状況  
平成二十年度末現在の組合員数は一九二、七六九人で前年度に比し二、三三〇人(二・二%)減少した。また、出資金については、前年度に比し一、九五六万円(一・〇%)減の一八億五、八八七万円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一、八六三万円となった。

② 共済契約状況  
① 火災共済事業  
契約件数は一〇二、〇九七件で前年度に比し二、四一三件(二・三%)減少し、契約口数も三二四、三三〇口(一・四%)減少した。共済掛金は一三億九、九四二万円(前年度より二、〇〇八万円(二・四%)の減となった。ま

た、一件当たり平均口数は二二八口(二、二八〇万円)となり前年度より二口(二十万円)の増となっている。

② 風水害特約共済  
特約付加件数は二八、五五〇件で前年度に比し一七八件(〇・六%)減少した。特約共済掛金は、三億一、七三三万円(前年度より一三三万円(〇・四%)の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二七・九%であった。

③ 自動車共済事業  
契約台数は二二一、八九四台と前年度に比し二、三九二台(一・一%)減少した。共済掛金は五七億五、一五二万円(前年度より三億五、〇三九万円(六・五%)増となった。また、一台当たりの平均共済掛金額は

二七、一四三円となった。

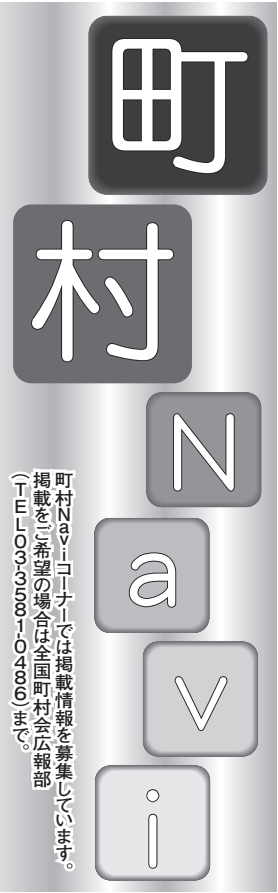
④ 火災共済事業  
支払件数は前年度に比し共済金で六八件(二・三・五%)増の五七三件、臨時費用共済金で六八件(一・三・五%)増の五七三件、残存物取片づけ費用共済金で七五件(四・三・一%)増の二四九件、失火見舞費用共済金で一三三三・三%)増の四件となり、共済金の合計は前年度に比し一億一、二八〇万円(二・六・〇%)増の五億四、六七一万円となり、損害率は前年度より八・五ポイント高い三九・一%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、二、〇二三万円の火災共済支払備金を計上し、平成二十一年度へ繰越すこととなった。

⑤ 火災共済事業  
支払件数は前年度に比し対物賠償で四五件(〇・六%)増の七、三五九件、対人賠償では一六件(二・〇%)増の八〇一件となった。また、共済金においては前年度に比し対物賠償で三、七七一万円(二・六%)減の一四億一、九五八万円、対人賠償においては四億八、二七八万円(四・四・五%)減の六億二四四万円となり、共済金の合計は前年度に比し五億二、〇四九万円(二〇・五%)減の二〇億二、二〇二万円となった。損害率は全体で前年度より一・九ポイント低い三五・二%となった。

なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一一億一、七二〇万円の自動車共済支払備金を計上し、平成二十一年度へ繰越すこととなった。

情 報



北海道 北陸 道別 「ツイッター」に ページ開設

町は、ウェブ上のコミュニケーションサービス「Twitter」(ツイッター)に、同町のページを開設した。ツイッターは、「ウィキペディア」(フリー百科事典)によると、ブログとチャットを足して二割ったようなシステム。各ユーザーは、ホームに140文字以内で「つぶやき」を投稿、あらかじめ登録した知人など他者の「つぶやき」もリアルタイムに表示される。サービスは無料で、ユーザー名やパスワード、メールアドレス等を登録すれば使える。

ホームページの刷新に併せ、知名度不足を補うツールとして着目した。同町によると、自治体では、青森県が既に始めているが、市町村では初めてという。ページの背景には、町で撮影した低緯度オーロラの写真を採用。これまでに、日本一寒い町といわれ冬の最低気温がマイナス30度になることなどを発信してきた。

ツイッターは国会議員や地方議員、オバマ大統領も利用。他者の「つぶやき」を見るために登録することを「フォロー」というが、町によると、町のページはオバマ大統領にもフォローされているとい

宮城県 南三陸 「着地型観光」へ 観光協会を法人化

町は観光協会を7月から法人化(三種旅行業登録)し、町がもつ観光資源の魅力を地元に着目した「着地型観光」として全国発信する。

町は宮城県北東部・南三陸金華山国定公園にあり、リアス式海岸など海山が一体となった豊かな自然環境がある。町では、これまでも南三陸ならではの時間を過ごしてもらおうと「南三陸時間旅行サポートセンター」を設置。「海時間」「山時間」「馳走時間」「寛ぎ時間」のコンセプトで観光客を受け入れてきた。今回、法人化することで独自の企画も立てるなど旅行業を強化し、地域活性化に役立てることにした。このため、元旅行社社員を所長に迎え体制も1人から3人に強化した。

今後、漁業体験・農業体験などの教育旅行の受け入れも企画する。なお、町では今年3月に「地域ガイド認定試験」を実施。合格者には認定証を交付し、町を訪れる人々の案内役として活躍してもらうことにしている。

宮城県 茨城 大子 「ふれあい交流センター」の愛称募集

町は、来年4月上旬の開設を予定する複合施設、「大子ふれあい交流センター」(仮称)の愛称を募集している。施設は、中心市街地の活性化と賑わいのあるまちづくりを目指し、観光・文化・福祉・教育の4機能を持つ複合施設として整備。世代間の交流と新しい文化を創造・発信する場として、多くの人に愛され親しまれるよう愛称を募ることにした。

応募は様式自由で、1人3点まで。愛称の簡単な説明・理由などを求める。選考委員会で審査・選考し、町が決定。来年1月ごろに広報誌やホームページで発表する。

宮城県 千代田 中学生でも分かる 予算書を作成

町はこのほど、中学生にも理解できるように町の予算を説明した予算書「町では今年、こんな仕事をします」を作成し、全世帯に配布した。同予算書の作成は、昨年5月の町長選挙で初当選した玉川孫一郎町長が選挙公約に掲げていたもので、北海道二七〇町が1995年度から作成している予算パンフレットを参考に制作した。

2009年度の町の予算は約60億円。予算書は54ページのA4判で、①機能性の高い調和のとれた町づくり(都市

基盤)②健やかで明るい生きがいのある町づくり(福祉・保健・医療)③など計6章に分けて約200事業を説明している。併せて、07年度決算の数値をもとに町の財政状況などについての解説も収録している。

制作費用は当初250万円を見込んでいたが、それぞれの施策の担当職員が事業の説明文を作成したほか、予算書の編集から校正までを町の職員が実施したことなどにより、約40万円となった。予算書は町のホームページで公開している。

宮城県 石巻 酒気帯び運転防止へ 検知器を設置

町は、職員が気づかないレベルでの酒気帯び運転を未然防止するため、アルコール検知器を購入。各課や体育館などの出先機関に設置した。

福岡市職員の飲酒運転事故を契機に多くの自治体では職員の飲酒運転事故を厳罰化するなど対応策を講じているが、依然、各地で公務員の飲酒・酒気帯び運転による事故が発生している。このため、町では、酒気帯び運転の未然防止を目的にアルコール検知器の導入を決めた。税金を使わず、互助会会費で購入した。1台8,800円で18台を購入した。

検知器は、携帯電話程度の小さなもので、公用車に乗る前に検知器で呼吸を調べる。また、出張の時も運転する場合には宿泊先に持参する。チェックはあくまでも職員の自発性に委ねているが、町では「前日の飲酒で本人は醒めている」と思っている基準値を超えている場合もあり、本人でも気づかない酒気帯び運転を未然防止したい」としている。



情 報

新任都道府県町村会長の略歴

愛知県町村会は平成21年6月12日の理事会で次の通り会長を選出した。

(6月17日就任)

愛知県町村会長  
丹羽都扶桑町長

江戸 みつる  
満

昭和8年7月13日生



【住所】愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字薬師堂98番地1

【町長に就任するまでの経歴】▽昭和62年施設補給処長兼古河駐屯地司令▽平成16年扶桑町長

【町長としての当選回数】2回

【町村会関係の経歴】▽平成17年丹羽郡町村会長

【主な業績】▽「役場が変わる」宣言実施▽「郷土愛と協働愛で築く自治の町」推進▽子ども、青少年の健全な育成・高齢者の健康づくりの充実▽名鉄柏森橋上駅完成▽公共施設の耐震完全実施と地震対策補助事業実施▽優良企業の誘致▽運動と食事のテイクケン施策実施

【趣味】読書・詩吟

【家族】妻

鹿児島県町村会は平成21年7月10日の臨時総会で次の通り会長を選出した。

(7月10日就任)

鹿児島県町村会長  
大島都知名町長

ひら やす  
まさ もり  
平安 正盛

昭和21年10月11日生



【住所】鹿児島県大島郡知名町知名27-1

【町長に就任するまでの経歴】▽昭和47年知名町役場▽平成9年同町退職▽同年知名町長

【町長としての当選回数】3回

【町村会関係の経歴】▽平成17年鹿児島県町村会理事▽同年大島郡町村会長▽20年鹿児島県町村会副会長

【主な業績】▽国営土地改良(地下ダム)事業の導入▽文化ホール「あしびの郷・ちな」の建設▽田皆中、知名中学校の校舎全面建替事業▽出産祝金の創設▽基地周辺整備(障害防止)宝田地区事業の導入▽鹿児島市に知名町事務所を開設▽農業集落排水事業(下平川地区、住吉地区)の導入

【趣味】下手の横好き(ゴルフ、囲碁)

【家族】妻・子2人・母

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、

これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。

・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。

## 第46回全国広報広聴研究大会のご案内

◇ 自治体ウェブサイトの方向性～彩の国さいたまから情報発信を考える◇

9月3日(木)～4日(金)

住民とのコミュニケーション、域外に向けた情報発信といったウェブサイトでの広報の可能性を考えると、ウェブサイトが自治体の第一メディアになる時代は、そう遠くありません。ウェブサイト広報の現状を見ると、どの自治体も、観光情報や暮らしのガイド、行政情報といったベーシックなコンテンツはほぼ整っています。そのため、網羅性やナビゲーションの点では、自治体ごとの差はあまりなくなってきました。今後は対象者に合わせた表現方法の工夫、情報の編集など、自治体の「企画編集力」が求められます。さらに、住民や民間企業などの「コラボレーション力」を強化した新たなコンテンツの展開が必要となります。この大会では、将来を見据えた自治体ウェブサイトの新展開は何か、参加者の皆さんと考えたいと思います。

### 開催要領

■開催日	2009(平成21)年9月3日(木)～9月4日(金)
■主催	社団法人日本広報協会、埼玉県、さいたま市
■後援	内閣府、総務省
■協賛	全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会、埼玉県市長会、埼玉県町村会
■会場	埼玉会館 小ホール さいたま市浦和区高砂3-1-4
■日程	9月3日(木) 11:00～12:00 日本広報協会定期総会 13:00～14:10 開会式・表彰式 14:20～15:30 講演Ⅰ 「「企画編集力」と「コラボレーション力」 ～ウェブコミュニケーションの新展開」 栗飯原 理咲 アイランド株式会社 代表取締役 15:45～17:15 講演Ⅱ 「スポーツクラブと地域広報～サッカー100年のまち埼玉」 西野 努 株式会社オプト・スポーツ・インターナショナル代表取締役 17:45～19:15 意見交換会 9月4日(金) 10:00～12:00 事例発表 島根県 「ウェブサイトで民間とのコラボレーション」 埼玉県狭山市 「モバイルサイトで全キャリア対応と公式メニュー採用」 12:00～12:10 閉会式

### 申込要領

■申込方法	会員の方は事務局から別送する「案内書・申込書」に必要事項を記入の上、事務局分室あてに郵送またはファクシミリでお申し込みください。間違いを避けるため電話でのお申込は受け付けておりません。 *会員でない方は、日本広報協会のホームページから申込用紙をダウンロードされるか、事業部までお問い合わせください。
■参加費	会員：7,000円(税込) 会員外：11,000円(税込) 意見交換会：5,000円(税込)
■申込先	日本広報協会埼玉大会事務局分室(株式会社日本旅行埼玉支店) 〒330-0802 さいたま市大宮区宮町4-129 大栄ツインビルN館5階 (株)日本旅行埼玉支店(担当:大橋・樋口・那珂)
■申込締切	TEL: 048-648-0111 FAX: 048-648-6455 平成21年8月24日(月)
■問合せ先	社団法人日本広報協会・事業部 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9 TEL: 03-5367-1701 FAX: 03-5367-1706

※詳しくは、日本広報協会のホームページをご参照ください。  
<http://www.koho.or.jp/seminar/convention/info.html>

## 随 想

## 随 想

## 都市と農村

岡山県勝央町長 西田 孝



我が勝央町は岡山県北東部に位置する、人口1万1千人余り、面積54平方キロメートルの小さな農村であります。地形は比較的平坦で、耕地面積が全体の23・5パーセントを占め、古くから農業を基幹産業としてきた町です。

昭和50年代になって、中国縦貫自動車道が開通し、大阪まで車で2時間という地の利を生かして、工業団地の造成、企業誘致に力を注ぎました。その結果、今や内陸型では西日本でも屈指の、28社が操業する総面積200ヘクタールの企業団地を有し、工業出荷額も年間1、540億円と、農業の町から工業の町へ変わりつつあります。

地域住民の雇用の場の確保という大義のもとに、その目的が徐々に達成される一方、周辺部の農業が衰退するという減少が見られる中、なんとか農産物の特産品育成にも力を注

ぎたいと考えています。勝央町は、桃、ぶどう（ピオーネ）等の果物、また黒大豆の産地としても知られております。

農業と工業の両立、それが我が町の今後の課題だと思っております。我が国の地形、社会構造、工業立国という現実の前に、農業部門がこれまで頑張れるか、疑問ではございませんが、食料自給率の向上、食の安全はもとより、自然環境の面からも、農業を軽んじるべきではないと思えます。また、農村に位置する我々自治体の義務として、農耕地や林野の荒廃をいかにして防ぐかということについては、ひとり小さな自治体が、あがき、もがいても、その効果のほどは計り知れていると思われま

少子高齢社会が進む今日、国において抜本的な方策を打ち出していただかぬ限り、農村は衰退の一途を辿り、ひいては国土全体の荒廃につなが

り、取り返しのつかぬことになると思えます。

農村に住む我々としても、農村のみを優遇して、甘やかされることを願っているわけではございません。農村は農村として、自立した行政・生活が営めるよう、最大限の努力を怠るものではありませんが、世の中の構造、地理地形等から、その努力にも限界があるのも事実です。世の中がグローバル化すればするほど、水が高い所から低い所に流れるように、発展するところと衰退するところの格差は益々広がっているのが現実です。

国会議員の先生といえども、人の子であり、票の多い都市部へ目が向くのもやむ無きことと思いますが、たとえ無人の島といえども、国土は守らねばならぬのが道理であります。

今の選挙制度、議員の定数について、一票の重みだ、格差だ、違憲だと騒ぐより、その選挙区の面積が勘案されるとき、過去何回かの投票率も定数に加味されるときかの制度改正は成されないものかとも思います。もちろん政治は究極的には人の為にあるのだから、人口を基準にするのが基本だと思えますが、ただそれだ

けではないと思えます。

人と物の集積が都市部に集中することの弊害もあります。将来、大都市部が行き詰まる時が来ると思っておりますが、その時になって、農村（ふる里）に目を向けて、祖先の墓のある田舎へ帰ろうと思った時、自分のふる里であるはずの田舎が、もはや人の住める状態ではなく、荒廃した田畑、山林は野生の動物の住みかとなっているとするならば、「悲しいことだ」だけでは済まされぬと思えます。

都市と農村とが、相互理解のもとに、協力支援するべきだと思えます。と言つよりも早急に手を打つ時が来ていると思えます。

雑草の実のように芽ばえた  
蛙の子のよつにとどはねた  
作北の山河に絶景はないが  
わしらの幼い魂のプランコ  
としては  
十分だった

これは我が町出身の文学者、木村毅氏の詩であります。何物にも代え難い幼い頃の想い出と懐かしいふる里を偲び、詠ったものなのであります。



# 車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

## 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**  
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払 (12回) も選択可能です。  
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

## さらに

無料ロードサービスがついてきます。ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。  
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

## 契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年  
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
型式	MH22S	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
初度登録	平成21年1月(新車割引あり)	(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
年齢条件	30歳以上担保	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
運転手限定	家族限定	(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
共済(保険)金額	150万円	限定A(割引適用済)	—	3,960円
払込方法	集団扱一括払	(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
  - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
  - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
  - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
  - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里  
(取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327